

1 岩出市自殺対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき岩出市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定等を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岩出市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 自殺についての実態の把握に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体又は事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

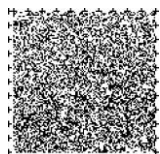
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(作業部会)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営については、作業部会で協議して決定する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(最初に行われる協議会の招集の特例)

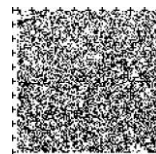
2 最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年岩出町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

自殺対策連絡協議会委員	日額 2,500円
-------------	-----------

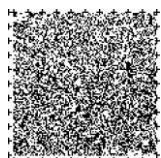


2 自殺対策連絡協議会委員名簿

構 成	推薦団体等の所属	氏 名
学識経験者	高野山大学 臨床心理士	◎ 森崎 雅好
	司法書士	森脇 広幸
各種団体又は事業者を 代表する者	那賀医師会	眞城 耕志
	紀の川病院	○ 森口 智史
	(福)和歌山いのちの電話協会	市野 弘
	(福)きのかわ福祉会 岩出障害児者相談・支援センター	北尾 朋子
	和歌山産業保健総合支援センター	嶋本 輝樹
	岩出市商工会	林 定男
	岩出市民生委員児童委員協議会	津田 武志
	(福)岩出市社会福祉協議会	湯浅 敦之
関係行政機関の職員	岩出保健所	中野 善郎
	岩出警察署	森田 哲平
	那賀消防組合消防本部	中井 康夫
	和歌山労働基準監督署	岩手 忠彦
	和歌山県自殺対策推進センター	小野 善郎
	岩出市教育委員会	松尾 晃秀
	岩出市福祉事務所	山本 正人
	子育て支援課	若林 道子
	地域包括支援センター	古谷 奏

◎ : 会長

○ : 副会長



あ

アルコール依存症

大量のお酒を長期にわたって飲み続けることにより、お酒がないといられなくなる状態で、精神疾患のひとつ。その影響は精神面にも、身体面にもあらわれる。アルコールが体から抜けると、イライラや神経過敏、不眠、頭痛・吐き気、下痢、手の震え、発汗、頻脈・動悸などの離脱症状が出てきて、それを抑えるために、またお酒を飲んでしまうということが起こる。

か

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。いわば「命の門番」とも位置づけられる。

コミュニティスクール

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組みのこと。コミュニティスクールは「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 6）に基づいた仕組み。

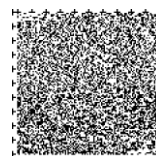
さ

自殺企図

自殺行動に及ぼうとすること。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。そして、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。



自殺対策基本法

自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成 18 年 6 月 21 日に公布、10 月 28 日に施行された。

基本理念として、自殺対策が社会的な取組として実施されなければならないこと、国や地方公共団体、医療機関などの各団体が密接に連携しなければならないことなどを掲げている。また、対策の実施には国や自治体が責務を負うこと、未遂者や自死遺児への支援、自殺対策に取り組む民間団体の支援、自殺総合対策会議の設置と政府による施策の報告義務などが定められている。

児童虐待

児童虐待は以下のように 4 種類に分類される。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

情報モラル

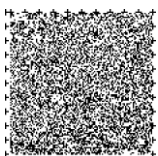
情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範を指す。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月から開始された生活困窮者への支援制度。生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づき、生活に困りごとを抱えた人の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援する。



生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味。

た

多重債務

複数の消費者金融や信販会社などから借り入れること。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態のこと。経済不況による生活苦、無計画なカードローンの利用、違法業者からの借り入れなど、様々な要因がある。

地域共生社会

厚生労働省が掲げる改革の基本コンセプト。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

地域見守り協力員

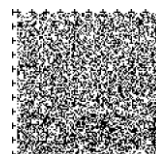
支援が必要な高齢者を把握した場合、速やかに民生委員児童委員を通じて関係機関に連絡し適切な支援につなげるため、地域でのさりげない見守りや声かけ等の福祉活動を行うボランティア。

通級指導教室

通常学級に在籍しつつ、週に何時間かある通級による指導の時間だけ移動して、一人ひとりの困難や課題に合わせた支援・指導を受ける教育制度。特別支援教育に基づく教育制度。

DV被害

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力による被害。



統合失調症

幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴をあわせもつ。

は

ハラスメント

いろいろな場面での「いやがらせ、いじめ」のこと。その種類は様々で、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどがある。

ま

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

わ

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

